

平成21年4月1日施行

## 次世代育成支援対策推進法が改正されました（概要）

1. 行動計画の公表及び従業員への周知が必要です！

2. 平成23年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定・届出及び公表、従業員への周知の義務付け範囲が、従業員数101人以上の企業に拡大されます。

3. 一般事業主行動計画策定・変更届の様式（様式第一号）並びに、基準適合一般事業主認定申請書の様式（様式第二号）が変更になりました。

◆最新の様式は、下記厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

平成22年6月30日以降の届出は、新様式によりお願いします。

※次世代育成支援対策推進法施行規則及び行動計画策定指針が改正され、様式第一号、様式第二号が新しくなりました。（平成22年6月30日施行）

4. 「くるみんマーク」取得のための認定基準が一部変更されました。

① 平成21年4月1日以降に策定・変更した一般事業主行動計画についての認定申請については、従業員数の規模に関わらず、公表、従業員への周知（策定・変更日から概ね3ヶ月以内）が認定要件となりますので、ご留意下さい。

※ 従業員数300人以下（従業員数101人以上は、平成23年3月末までは策定・届出は努力義務）の事業主は、特にご留意願います。

② 従業員数300人以下の事業主の認定要件の一部（男性の育児休業等の利用実績について）が緩和されました。

詳細は、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html> をご覧下さい。